

第二種電気工事士免状交付申請の御案内(試験合格者)

電気工事をするには、第二種電気工事士試験に合格後、免状の交付を受けることが必要です。
技能試験に合格し、愛知県内に住民登録をしている方は、次のとおり免状交付の申請手続きをしてください。

1 申請に必要なもの（各種案内・注意事項等については愛知県公式Webサイトをご参照ください。）

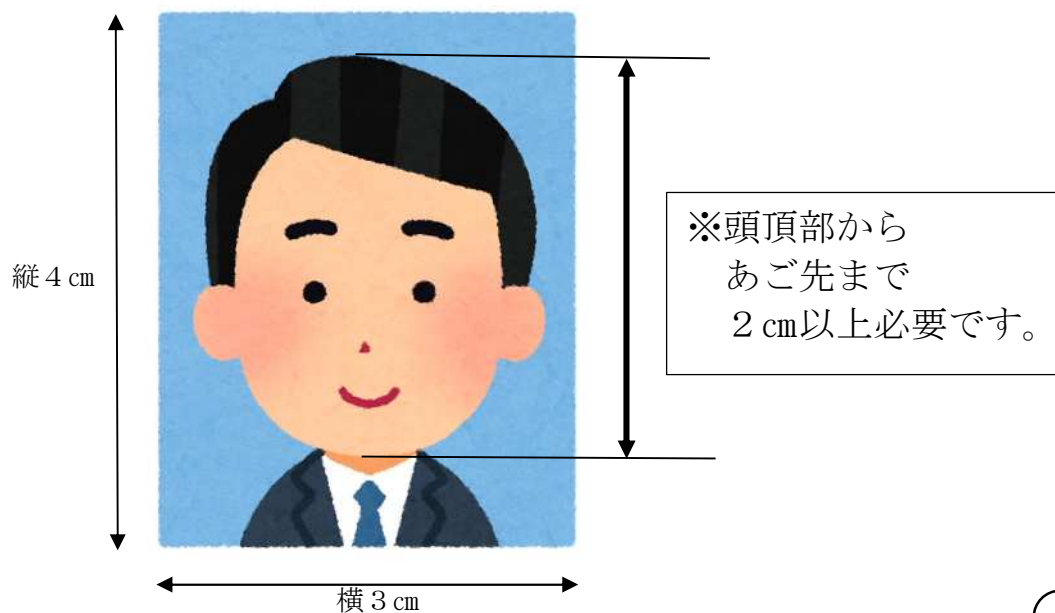
URL：<https://www.pref.aichi.jp/site/denki-subsite/menjou-2syukoufu01.html>

必 要 書 類 等	注 意 事 項
① 第二種電気工事士免状交付申請書	・住所及び氏名は住民登録のとおり記入
② 写真 1 枚	・縦4 cm×横3 cm ・6ヶ月以内に撮影したもの ・枠なし、正面、無帽、無背景、服装は自由 ・写真印刷向けの専用用紙に印刷すること ・次ページの「電気工事士免状交付申請に必要な写真についてのお願い」を遵守すること
③ 手数料 5,300円 支払い方法 3 種類 ア 愛知県収入証紙 （郵送又は持参の場合） イ 窓口のキャッシュレス決済 （持参の場合） ウ 電子申請のキャッシュレス決済 （電子申請の場合）	・愛知県収入証紙購入場所 ファミリーマート愛知県庁店、県内市区町村役場会計課、各警察署等 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kaikei/0000006654.html  
④ 第二種電気工事士試験結果通知（原本） 	・紛失の場合は、電気技術者試験センター（TEL03-3552-7651）で再交付を受けること ・電子申請の方も郵送が必要です
⑤ 返信用封筒 1 通	・長形3号（たて23.5cm×よこ12cm）以内の大きさの封筒 ・表面に免状受取人の住所・氏名を記入 ・切手不要 ・ご自身で購入してご用意ください ・完成した免状は、この封筒にて簡易書留でお届けします ・電子申請の方も郵送が必要です
⑥ 本人確認書類 （ア）住民票の写し（交付後6ヶ月以内、マイナンバーの記載がないもの、コピー可） （イ）有効期限内のマイナンバーカードのコピー（表面のみ。裏面は不要） （ウ）有効期限内の公的書類のコピー 例：運転免許証の両面のコピー	・外国人住民の方は、（ア）または（イ）から1つ添付 ・手数料を申請窓口のキャッシュレス決済端末で納付する方・転居して一週間以内の方・電子申請の方は、（ア）～（ウ）から1つ添付 ・その他の方は、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）により申請者の氏名等を確認するため、本人確認書類は不要。住基ネットの利用を希望されない方は（ア）～（ウ）から1つ添付 ・婚姻等により、試験結果通知書と申請時の氏名が異なる方は戸籍抄本（個人事項証明）などのお名前のつながりがわかるものを添付（住所は異なっても証明書類は不要）
⑦ 申請者一覧（会社や学校等が2名分以上をまとめて申請する場合のみ。様式任意）	・以下の2点を明記すること （1）申請者全員の氏名 （2）とりまとめ担当者名と連絡先

2 申請方法 郵送（簡易書留）、持参又は電子申請で申請してください。

3 申請先及びお問い合わせ先 〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 愛知県 消防保安課 産業保安室
電気・火薬グループ（愛知県庁本庁舎3階）
電話：052-954-6199（ダイヤルイン）

電気工事士免状交付申請に必要な写真についてのお願い



【注意点】

- ・必要枚数 1 枚
- ・上図の大きさを厳守すること
- ・6 か月以内に撮影したもの
- ・枠なし、正面、無帽、無背景、服装は自由
- ・写真印刷向けの専用用紙に印刷すること
- ・免状用写真として不適切ではないこと（不適切な写真の例は以下を参照）

【不適切な写真の例】

- ・写真の大きさが縦 4 cm × 横 3 cm 以外のもの
- ・顔の輪郭の一部が隠れているもの（頭、あごが見切れているもの）
- ・照明が眼鏡に反射しているもの（サングラス着用不可）
- ・前髪・前髪の影・眼鏡のフレーム等が目にかかっているもの
- ・顔が影で暗すぎるもの
- ・目や顔の大きさ等を加工したもの
- ・写真印刷向けの専用用紙以外のもの
- ・写真が不鮮明なもの

※その他、不適切な写真は受付できません。

※不適切な写真の場合、再提出をお願いすることになります。再提出になると免状の交付が遅れますので御注意ください。

※特に、写真店や照明写真機以外で撮影される場合は、写真が暗すぎたり、背景に壁の柄が写りこんでいたりなど、不適切な写真が多いので御注意ください。